

区画整理地内の売払い物件

伊勢崎市施行土地区画整理事業地内

西部地区(連取町)

の**保留地**を売払いします。

※「**保留地**」…区画整理によって生み出され、販売する用地の名称。

現在、全物件**先着順**です。



問い合わせ先 伊勢崎市都市計画部区画整理課
0270-27-2771 (換地工務係)

案内図

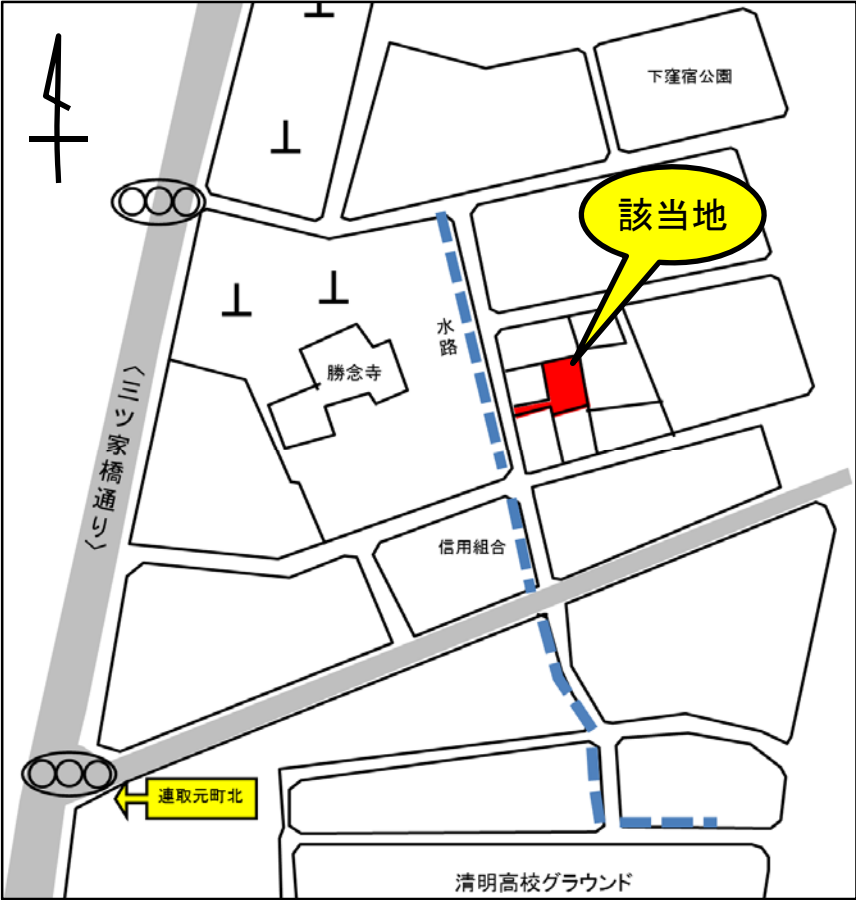
西部土地区画整理事業地内(連取町)



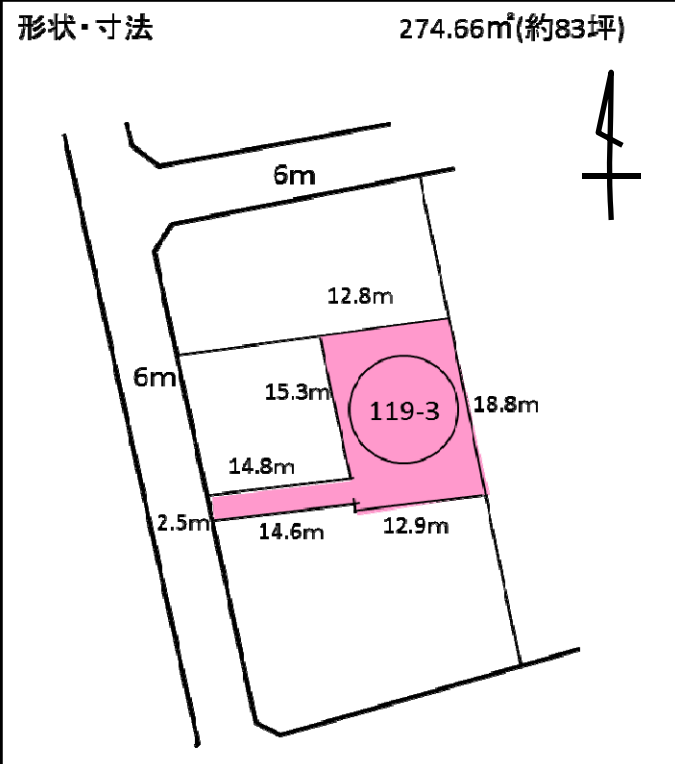
お問い合わせ…伊勢崎市都市計画部区画整理課 (0270)27-2771 換地工務係

物件①

西部地区 119街区 保留地番号3



地区	連取町
街区	119
保留地番号	3
面積	274.66㎡(約83坪)
単価	30,000円/㎡ (約99,000円/坪)
価格	8,239,800円
学校区	南小学校(1.3km) 第一中学校(2.0km)
用途地域区分	第1種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
水道	引込可(負担金等は別途必要)
公共下水	なし
都市ガス	引込可(負担金等は別途必要)



注意事項

買受時の条件

1. 原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人。
2. 保留地とは区画整理事業によって生み出され、販売する土地をいいます。
保留地は区画整理事業が終了するまで登記簿が出来ませんので注意してください。
事業終了までは契約書ならびに土地引渡書を登記簿の代わりとして保管していただきます。
「登記識別情報（登記済証）の代理受領」制度により、金融機関から保留地を担保として融資を受けることができます。
制度の利用を希望する際には、各金融機関へお問い合わせください。
3. 区画整理終了後、施行者（市）が登録免許税を買受者から預かり、土地の登記を行います。
また、この登記が終了するまで原則として他人に譲渡することは出来ません。

申出から引渡しまでの流れ

